

【3】 迦絺那衣が許された因縁

[0] 以上【1】においては迦絺那衣にはどのような検討すべき課題があるかを洗い出し、【2】においては「迦絺那」と「迦絺那(衣)を拡げる」という言葉の表わす意味を考えた。今節以降においては、6つの広律の「迦絺那衣韃度」が説く迦絺那衣について、主に『パーリ律』の記述の順序にしたがって検討する。『パーリ律』「迦絺那衣韃度」の構成は次のようになっている。

- (1) 迦絺那衣が許されるに至った因縁
- (2) 迦絺那衣を拡げる(受ける)ための羯磨の行い方
- (3) 迦絺那衣を拡げる(受ける)ことが成立する条件
- (4) 迦絺那衣の捨

である。

[1] まず本節では各律蔵の「迦絺那衣韃度」に説かれる迦絺那衣が許されるようになった因縁を検討する。各律とも要約であるが、重要な部分については後で検証できるように、できるだけ忠実に紹介する。また注意すべき語句は今まで通り太字で記す。

『パーリ律』第7迦絺那韃度 (kaṭhinakkhandhakam) ⁽¹⁾ : 世尊は舍衛城の祇樹給孤独園に住しておられた。そのとき Pāṭheyyaka に比丘 30 人があり、すべて阿蘭若住者であり、すべて乞食者であり、すべて糞掃衣者であり、**すべて三衣者であった** (sabbe tecīvarikā) ⁽²⁾。彼らは世尊に会いに来たが、舍衛城において雨安居に入ることができずにサーケーターで雨安居に入った。彼らは疲労して雨安居を住し、3月を経て自恣をして出発したが、雨が降り、水があふれ、泥水が出て、衣服が濡れ、疲れ果てて舍衛城に到着して世尊に会い、このことを報告した。そこで世尊は「雨安居を過ごした比丘は**迦絺那を拡げる** (vassaṃ vutthānaṃ bhikkhūnaṃ kaṭhinaṃ attharituṃ) **ことを許す**」と定められ、**迦絺那を拡げた者らには** (atthatakaṭhinānaṃ) 五事が相応する (pañca kappissanti) ことを許された(五事については [3] で紹介する。以下同じ)。

『四分律』⁽³⁾ : 世尊は舍衛城におられた。衆多の比丘はコーサラ国において夏安居して15日に自恣を終え、16日に世尊に会うため出発した。彼らは道中雨に遭って衣服が濡れ、僧伽梨が重くなって疲れはてた。比丘らはこのことを世尊に報告した。

また寒雪国の糞掃衣比丘らも夏安居して15日に自恣を終え、16日に**所得の新故の衣をもって出発し**、道中雨に遭って衣服が濡れ重くなって疲れはて、祇園精舎に到着し、このことを世尊に報告した。世尊は「安居おわったら、四事をなせ。自恣をなし、界を解き、界を結し、**功德衣を受けるべきである**(安居竟有四事応作。応自恣、応解界、応結界、応受功德衣)。五事因縁ありて功德衣を受く」と説かれた。

『五分律』⁽⁴⁾ : 世尊は舍衛城におられた。そのとき諸比丘は三衣中に若し一一の衣を須いんに僧中において取った(爾時諸比丘三衣中若須一一衣於僧中取)。そのとき阿那律の衣が壊れていたので、諸比丘は阿那律にも僧中の物を取って作れと言ったが(諸比丘語言。大徳可於僧中取物作)、「世尊は長衣を蓄えることを許されていない。

私は作って1日にして成ぜしむることはできないので**長衣罪**を犯すことを恐れる」といった⁽⁵⁾。

また波利邑に知識があり、舎衛城に来て**後安居**しようとしたが、あと1宿のところまで至りつくことができずに娑竭陀 (Sāketa) において安居し (来舎衛城後安居掇⁽⁶⁾ 一宿不至於娑竭陀安居)、安居おわって16日に重衣を担い、泥雨を冒して世尊のところへやってきた。比丘らは「安居和合して乞食乏しくなかったけれども、道路に泥雨にあい重衣を担って疲れ果てた」と訴えた。また比丘らは阿那律のことも伝えたので、仏はこの2事をもって比丘僧を集め、少欲知足と戒を持すことを讃嘆されてから、「今より**迦絺那衣を受けるを許す** (従今聽諸比丘受迦絺那衣)。迦絺那衣を受けんには五事を犯さざるを得る (受迦絺那衣得不犯五事)」と説かれた。

『十誦律』⁽⁷⁾：世尊は舎衛国におられた。比丘らは桑祇陀 (Sāketa) 国に安居して3月を過ごし、自恣おわり、**作衣おわって**、衣鉢を持って舎衛国にやってきた。道路多雨泥水にしてはなはだ疲れ、熱風に悩まされて世尊に会い、このことを報告した。世尊は「今より安居し、自恣おわって、一処に和合して**迦絺那衣を受けることを許す** (従今聽諸比丘安居自恣竟和合一処受迦絺那衣)。迦絺那衣を受ける者は**先衣をもなお失わず、いかにいわんや新衣をや**」と説かれた。

『根本有部律羯恥那衣事』⁽⁸⁾：世尊は祇園精舎におられた。比丘らは自来 (Sāketa) 城にあって3月雨安居しおわって、各々衣鉢を持って世尊に会いに行ったが、泥雨に逢い、暑熱に苦しめられ、野草に身を割かれ、汗だくになって漸く舎衛城に到着した。世尊は「諸苾芻が安樂に住し、施主たちが福を増長するために諸苾芻が**羯恥那衣を張るを許す** (我今宜可令諸苾芻得安樂住并諸施主福增長故聽諸苾芻張羯恥那衣)。この衣を張る時には五勝利あり、復た五種饒益あり」と説かれた。

とする。

以上の迦絺那衣制定の因縁譚には若干の相違する部分もあるが、概ねよく共通する。しかし次の『僧祇律』だけは別の因縁譚を記す。

『僧祇律』⁽⁹⁾：コーサンビー王の夫人が500帳の氈を世尊に布施したので、世尊は阿難に命じて諸比丘に与えよと命じられた。諸比丘は「世尊は長衣を蓄えることを禁止された、しかしこの氈はいまだ浣染がおわっておらず、すでに如法ではない」と受け取らなかった。そこで世尊は10日を限って**長衣を蓄えることを許された**。しかし10日を満ちてしまったので、仏に報告した。「**迦絺那衣を受けることを許す**」 (従今已後。聽受迦絺那衣)。

以上の記述の中で、『五分律』が後安居を過ぎた者たちに迦絺那衣を許されたとする事、また『十誦律』が「迦絺那衣を受ける者は先衣もなお失わず、いかにいわんや新衣をや」とすること、そして『五分律』が長衣罪を恐れる阿那律を因縁の1つとして、迦絺那衣を受けることを許されたとすること、を注意しておかなければならないであろう。「問題の所在」の(2)に掲げた後安居者に迦絺那衣を払げる権利があるかどうかという問題と、同じく(4)の比丘は三衣以外の衣を所持できたのか、できなかったのかという問題に係るからである。

(1) Vinaya vol. I pp.253～、南伝 03 pp.444～

(2) ‘te-civarika’ は三衣を着る者の意であるが、ここには阿蘭若住者、乞食を食とする者、

糞掃衣者と並記されていることによって、「ただ三衣で満足する者」という意が含まれていることが分かる。この三衣者については【8】の [5-7] を参照されたい。

- (3) 大正 22 p.877 下、国訳 03 p.271
- (4) 大正 22 p.153 上、国訳 14 p.189
- (5) 『五分律』の因縁譚には阿那律が登場するが、これは『中阿含經』80の「迦絺那經」(大正 01 p.551 下、国訳阿含 04 p.397) と関係があるかもしれないのでこの内容を紹介しておく。なおパーリにはこの相応經はない。

世尊は祇園精舎に住しておられた。その時阿那律陀は舍衛国の娑羅邏巖山中に住していた。彼は乞食に舍衛城に入った時に阿難に会い、「私の三衣は麁素にして壞尽している。諸比丘をって自分のために衣を作ってくれないか」と頼んだ。そこで阿難は乞食から還ると、房々をめぐって比丘を集めた。これを見られた世尊は「どうして如来にそれを頼まないのか」といわれ、自ら阿難らを率いて娑羅邏巖山中に行き、**世尊が衣を舒べ、張って裁断し、諸比丘が共に割截し連綴し縫合して、一日にして三衣を作った。**その時世尊は阿那律陀に迦絺那衣法を説けと命じられ、自らは腰が痛むと休まれた。

そこで阿那律陀は、出家してから諸々の戒を守り、少欲知足で、阿蘭若行に励み、如意足などを得たことを説いた。世尊は患癒え、阿那律陀を褒めて、「阿那律陀はよく迦絺那法を説いた。比丘らは迦絺那法を持せよ。迦絺那法は法と相応し、梵行の本となり、覺を致し、涅槃を致す」と説かれた。

中阿含の迦絺那經はこのような内容である。先に紹介した『五分律』の迦絺那衣韃度の因縁譚とこれが関係があるのか、またなぜこれが迦絺那經と呼ばれるのかよく解らない。

- (6) 扱は漢和辞典に「はかる」「くらべる」「報いる」「乱す」という意味が付されている。
- (7) 大正 23 p.206 下、国訳 06 p.196
- (8) 大正 24 p.097 中、国訳 22 p.413
- (9) 大正 22 p.452 上、国訳 10 p.153

[2] 以上のように、『パーリ律』『四分律』『五分律』『十誦律』『根本有部律』の「迦絺那衣を拵げる」ことを許された因縁譚の中心となるものは、安居が終わって比丘たちが釈尊に会いに行ったが、道中に雨が降り、泥水に衣が汚れ、重くなって困難したので、迦絺那衣が許されたとする。『四分律』以外は、釈尊が舍衛城に居られ、比丘たちはサーケータで雨安居したというところまで一致する。『四分律』はこの他に寒雪国の糞掃衣比丘の因縁譚を記すが趣旨は異ならない。

[2-1] ところでこの因縁譚はどのようなことを意味するのであろうか。佐藤密雄氏は先に紹介した著書において、衣時や迦絺那衣時の五事が制定された理由を、ここに紹介した因縁譚から、

比丘が困難して精舎にたどりつき、衣破れて用いることのできない場合に僧伽の比丘達が応急の衣を作るのであって、やがて三衣を調える迄に三衣の不備や材料を集めととのえる為に離衣宿や長衣戒の不犯の特例を認めるべきもの、更に疲労困憊しているのであるから、入聚落や別衆食や展転食を認めて、体力の回復を計るべきものである。……然しこの応急の措置が始めから迦絺那衣と言われたかは疑問である (1)。

と述べておられる。

要するに佐藤氏は、迦絺那衣は衣が破れ、疲れ果てて到着した比丘たちのために、到着し

た先で三衣を作るための応急の衣であるというのであろう。しかし佐藤氏自身も「迦絺那衣の特権はその住処に於いてのみ通用するのである。その住処の境外に出ずれば迦絺那衣を捨する（特権を失う）ことになるのである」⁽²⁾と書かれているように、迦絺那衣とは雨安居を過ごした比丘たちが、その住処において作成するものであって、雨安居を過ごした住処から出た者にはその権利が与えられないということは明らかである。したがって迦絺那衣が「（遊行して）到着した先で三衣を作るための応急の衣」ということはないといわなければならない。もっとも氏は、この衣が「始めから迦絺那衣と言われたかは疑問である」とされているが、これは迦絺那衣を受けることが許された因縁譚なのであるから、このような疑問は起こり得ようがないはずである。

しかし『スマナサーラ』では、「雨安居明けの遊行をする時に、身体がびしょ濡れになっても着替えがなかった。そこで釈尊はカティナ衣を奉納することを認められた」とされている。筆者もこれは、比丘たちが雨安居を終わり、三衣を新調し終わって世尊に会うために遊行してきたが、道中に雨に降られ、また泥にも悩まされた。しかし三衣しか持っていなかったため水を含み、泥に汚れて重くなったので困難した。比丘らの衣はいわばロングスカートのようなものであるから、水に濡れると足にまとわりついて歩きにくくなったであろう。そこで釈尊は三衣の外にこのような非常時のために予備の衣（着替えの衣）を持つことを許されたと理解する。このことは前項に注意した『十誦律』の「迦絺那衣を受ける者は先衣もなお失わず、いかにいわんや新衣をや」という記述からも明らかである。

[2-2] このように迦絺那衣は三衣の外の非常時のための予備の衣であるとしても、それが三衣と同じものか別のものか、あるいは期間限定のものか恒常的なものかという判断は、この因縁譚からは導きえない。ただし先の「迦絺那衣は雨安居を過ごした住処の境外に出ると迦絺那衣を失う」という佐藤氏の説や、“Upasak”の「迦絺那のための功德は次の8つの環境のもとに剥奪される」という8つの第1の、「比丘が戻らないという意味をもって住処の界を去る時」などを勘案すると、もし界を出た時にこれを捨てなければならないとする、雨安居の後の遊行の予備にはなりえないということは記憶しておかなければならない。

なおここで注意しておかなければならないのは、この因縁譚が語るものは、迦絺那衣そのものを許されたのではなく、「迦絺那衣を払げること」「迦絺那衣を受けること」を許されたということである。今ここでこれを議論するのは時機尚早であるので、詳しい検討は後に譲るが、このことはそもそも迦絺那衣は三衣と同じものか、あるいは別のものかという問題の立て方が見当違いであるかもしれないことを予感せしめる、ということのみを書いておく。

(1) 『原始仏教教団の研究』p.708

(2) 同上 p.574

[3] 前項において紹介したように、『パーリ律』では、「迦絺那を払げた者らには (atthatakaṭhinānam) 五事が相応する (pañca kappissanti) ことを許された」とされる。この五事については節を改めて論じることにするので、ここでは簡単にふれておく。

[3-1] 『パーリ律』の五事は「囑せず聚落に入る (anāmantacāro)」「衣を離れて宿す (asamādānacāro)」「別衆食 (gaṇabhojanaṃ)」「用いるかぎりの衣 (yāvadaṭṭhacīvaraṃ)」「衣を受ければ所持する (yo ca tattha cīvaruppādo so nesam

bhāvissati) 」である (1)。

『四分律』は「五事因縁」とし、長衣有り、失衣せず、別衆食、展転食、食前食後に比丘に嘱せずして聚落に入る、とする (2)。

『五分律』は「五事」とし、別衆食、数々食、余比丘に白せずして聚落に入る、長衣を蓄える、衣を離れて宿する、とする (3)。

『僧祇律』は「五事利」とし、以下の五罪を離れること、すなわち別衆食、処々食、食前食後に白せずして行く、長衣を蓄える、離衣宿する、とする (4)。

また『根本有部律』は「五勝利」として、過 10 日の犯なく、過 1 月の犯なく、過経宿離衣の犯なく、唯だ上下二衣を著して人間に遊行するを得、意に随って多く長衣を蓄えるを得る、とし、さらにまた「五種饒益」として、別衆食を得る、数々食を得る、俗家請ぜざるに往きて食を受けるを得る、意に随って多く衣を求めるを得る、始め 8 月半ばより正月半時に至り、5 ヶ月を経て得し所の財物はみなこれ羯恥那衣の利養である、とする (5)。

なお『十誦律』は、「迦絺那衣を受けることを許す。迦絺那衣を受けた者は先衣をも失せず、いわんや新衣をや」とするのみであり、因縁譚では 5 つの功德を示さない (6)。しかし同系統の『薩婆多部毘尼摩得勒伽』には、

若し比丘、迦絺那を受ければ「七利」有り。随意に畜衣す、僧伽梨を著せずして聚落に入る、別衆食、数々食、白せずして聚落に入る、迦絺那功德利、縵く衣を著して聚落に入る、である。

としている (7)。

『根本有部律』の「五勝利」と「五種饒益」が正確にはどのようなことを意味しているかわからないが、筆者の理解するところをもとにして、これを内容別に対応させて表にしてみると次のようになる。

	パーリ律	四分律	五分律	十誦律	僧祇律	根本有部律
①	嘱せずして聚落に入る	比丘に嘱せずして聚落に入る	余比丘に白せずして聚落に入る	不白入聚落	白せずして行く	
②	衣を離れて宿す	失衣せず	衣を離れて宿す	不著僧伽梨入聚落	離衣宿	過経宿離衣の犯 上下 2 衣を着して人間に遊行
③	別衆食	別衆食	別衆食	別衆食	別衆食	別衆食
④	用いるかぎりの衣	長衣	長衣を蓄える	随意畜衣	長衣を蓄える	過 10 日の犯 長衣を蓄える
⑤	衣を受ければ所持する					過 1 月 意に随って多くの衣を求む
⑥		展転食	数々食	数々食	処々食	数々食

⑦				迦絺那功德利		得たところの財物は迦絺那衣の利養
⑧				著縵衣入聚落		
⑨						俗家請ぜざるに行つて食を受ける

このように『パーリ律』と『根本有部律』を除く漢訳律では、⑤と⑥に相違があり、『十誦律』に相応する『薩婆多毘尼摩得勒伽』と『根本有部律』にはこれら以外の内容が含まれているということがわかる。

- (1) *Vinaya* vol. I pp.253～、南伝 03 pp.444～
- (2) 大正 22 p.877 下、国訳 03 p.272
- (3) 大正 22 p.153 中、国訳 14 p.190
- (4) 大正 22 p.452 上、国訳 10 p.153
- (5) 大正 24 p.097 中、国訳 22 p.413
- (6) 大正 23 p.206 下、国訳 06 p.196
- (7) 大正 23 p.604 中

[3-2] ところで以上の五事がそれぞれ律蔵のどの条文の適用除外であるかということは律蔵の迦絺那衣韃度にもそのアッタカタールにも明示されておらず、改めて考察しなければならないが、一般的にはそれぞれ次に相当すると考えられている。

①「嘱せずに聚落に入る (anāmantacāro)」

- 『パーリ律』波逸提 046 (*Vinaya* vol.IV p.100、南伝 02 p.158)
- 『四分律』单提 042 (大正 22 p.665 上、国訳 01 p.328)
- 『五分律』墮 082 (大正 22 p.069 中、国訳 13 p.266)
- 『十誦律』波逸提 081 (大正 23 p.123 下、国訳 05 p.392)
- 『僧祇律』波夜提 081 (大正 22 p.389 下、国訳 09 p.247)
- 『根本有部律』波逸底迦 081 (大正 23 p.865 下、国訳 21 p.200)

②「衣を離れて宿す (asamādānacāro)」

- 『パーリ律』捨墮 002 (*Vinaya* vol.III p.198、南伝 01 p.334)
- 『四分律』捨墮 002 (大正 22 p.603 上、国訳 01 p.127)
- 『五分律』捨墮 002 (大正 22 p.023 下、国訳 13 p.103)
- 『十誦律』尼薩耆 002 (大正 23 p.031 中、国訳 05 p.108)
- 『僧祇律』尼薩耆波夜提 002 (大正 22 p.293 下～、国訳 08 pp.271、272、274、275)
- 『根本有部律』泥薩祇波逸底迦 002 (大正 23 p.712 中、国訳 20 p.001)

③「別衆食 (gaṇabhojanam)」

- 『パーリ律』波逸提 032 (*Vinaya* vol.IV p.74、南伝 02 p.118)
- 『四分律』单提 033 (大正 22 p.657 中、国訳 01 p.303)

- 『五分律』墮 032 (大正 22 p.050 中、国訳 13 p.198)
『十誦律』波逸提 036 (大正 23 p.093 中、国訳 05 p.292)
『僧祇律』波夜提 040 (大正 22 p.362 中、国訳 09 p.144)
『根本有部律』波逸底迦 036 (大正 23 p.823 中、国訳 21 p.47)

④「用いるかぎりの衣 (*yāvadaṭṭhacīvaram*)」

- 『パーリ律』捨墮 001 (*Vinaya* vol.III p.196、南伝 01 330)
『四分律』捨墮 001 (大正 22 p.601 下、国訳 01 p.123)
『五分律』捨墮 001 (大正 22 p.023 上、国訳 13 p.101)
『十誦律』尼薩耆 001 (大正 23 p.029 下、国訳 05 p.104)
『僧祇律』尼薩耆波夜提 001 (大正 22 p.291 上、国訳 08 p.262)
『根本有部律』泥薩祇波逸底迦 001 (大正 23 p.711 上、国訳 19 p.320)

⑤「衣を受ければ所持する (*yo ca tattha cīvaruppādo so nesam*)」

- 『パーリ律』捨墮 003 (*Vinaya* vol.III p.203、南伝 01 p.342)
『四分律』捨墮 003 (大正 22 p.604 中、国訳 01 p.132)
『五分律』捨墮 003 (大正 22 p.024 中、国訳 13 p.106)
『十誦律』尼薩耆 003 (大正 23 p.033 中、国訳 05 p.115)
『僧祇律』尼薩耆波夜提 003 (大正 22 p.298 中、国訳 08 p.289)
『根本有部律』泥薩祇波逸底迦 003 (大正 23 p.714 下、国訳 20 p.009)

そして『パーリ律』にはあげられないが、他の漢訳律のいう⑥「展転食 (数々食)」は次に相当する。

- 『パーリ律』波逸提 033 (*Vinaya* vol.IV p.77、南伝 02 p.123)
『四分律』单提 032 (大正 22 p.655 中、国訳 01 p.295)
『五分律』墮 031 (大正 22 p.049 中、国訳 13 p.195)
『十誦律』波逸提 031 (大正 23 p.086 下、国訳 05 p.270)
『僧祇律』波夜提 032 (大正 22 p.352 上、国訳 09 p.103)
『根本有部律』波逸底迦 031 (大正 23 p.810 下、国訳 21 p.001)

なおこれ以外の⑦⑧⑨が具体的にどの条文に相当するのかわからない。上記の 6 つにはそれぞれの条文中に、その禁止事項が迦絺那衣の期間中には適用除外されることが明記されているが、波羅提木叉の条文にはこの 6 条以外にこのような内容を持つものはないから、おそらく迦絺那衣に相応する功德はこの 6 条であると考えてよいであろう。しかるに主な律蔵がその内容を異にしながら等しく五項目 (五事) のみをあげるのは不可解であるが、これら全体の検討は節を改め【8】において行うことにしたい。